

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

1 ライフサイクルの変化と家庭,地域社会の変貌

第1章でも述べたように,人生80年時代の到来に伴い,人々のライフサイクルには大きな変化が生じてきている。老後期間の長期化や子育て期間の短縮等の現象は,人々のライフスタイルに大きな変化をもたらしつつある。

長期化する老後を健やかでかつ充実した生きがいのあるものとするためには,健康面を含め,高齢になってからはもとより若いうちからの対応が重要である。そのためには,例えば,人生80年を通じた余暇時間の有効な活用,地域との多様な関わり重視といった視点が必要となってくる。以下では,人生80年時代を迎え,こうした対応の場である家庭や地域社会がどのような変貌を遂げつつあるのか概観することとする。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

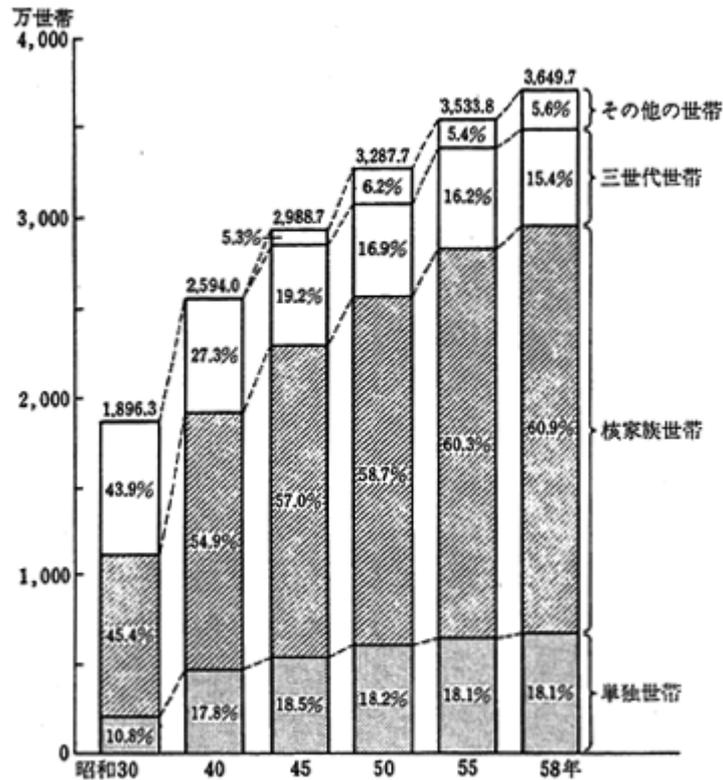
1 ライフサイクルの変化と家庭,地域社会の変貌 (家族形態の変化)

第3-1図に示したように,家族形態については,世帯規模の縮小とともに,引き続き核家族世帯(注1)の割合の増大,三世帯世帯の割合の減少が見られる。単独世帯の割合については,40年代以降大きな変化は見られないが,そのうち60歳以上の単独世帯(いわゆる「ひとり暮らし老人」)の割合は10.7%(昭和40年)から21.3%(昭和58年)と倍増している。こうしたひとり暮らし老人の8割近くは女性である。我が国の老親と子の同居率は国際的にみてまだ高い水準にあるものの,近年徐々に低下してきており,今後こうしたひとり暮らし老人の数は増加していくことが予想される。なお,ひとり暮らしの期間はかなり長期化しており,特に女子では20年以上の者が17.8%と相当数を占める。

(注1) 厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」では,「夫婦のみの世帯」,「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「片親と未婚の子のみの世帯」を核家族世帯として分類している。

第3-1図 世帯数の年次推移(世帯構造別)

第3-1図 世帯数の年次推移(世帯構造別)



資料：厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」

高齢者世帯(注2)は,57年に比べ10万5千世帯(3.9%)増加しており,全世帯の伸び率0.7%を上回っている。この結果,高齢者世帯の全世帯に占める割合は,昭和58年で7.6%となった(昭和40年3.1%)。

また,母子世帯の数は,58年8月1日現在,71万8千世帯であり,5年前の調査に比べ8万4千世帯(13.3%)の増加となっている。母子世帯になった理由別の割合では「離婚」が49.1%となり,「死別」(36.1%)を上回っている。離婚の件数は,昭和40年代以降増加し続けており,昭和58年では17.9万件(対前年比9%増)となっている。これは人口千人当たりの割合でみると1.51件であり,昭和35年の0.74件に比べ,2倍以上の増加となっている。

一方,父子世帯の数は,58年8月1日現在,16万7千世帯であり,理由別の割合では「離婚」が54.2%,「死別」が40.0%となっており,やはり「離婚」が「死別」を上回っている。

以上のような核家族化の進行,ひとり暮らし老人や母子世帯等の増加といった家族形態における変化は,伝統的な家族のもっていた扶養機能の低下をもたらす。それに伴い,福祉サービスに対するニーズは今後量的に拡大していくばかりでなく,内容的にも多様なものとなっていくと考えられる。

(注2)「高齢者世帯」とは,男65歳以上,女60歳以上の者のみで構成されるか,または,これに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

1 ライフサイクルの変化と家庭,地域社会の変貌 (後期高齢人口の増大等)

平均寿命が長くなり,65歳以上人口の中でも特に75歳以上のいわゆる後期高齢人口が増大する。昭和58年10月1日現在,65歳以上人口の36.1%を占めるこの層は,昭和100年(2025年)には51.1%と高齢者人口の過半を占めることが予想されている。こうした75歳以上人口のうち,女性は男性の1.5倍を占めることになる。

また,いわゆるねたきり老人も増加しており,56年時点で約42万人と推計されている。ねたきり老人のうち約60%は在宅,17%が病院に入院,23%が特別養護老人ホームに入所している。

最近人々の関心が高まっている痴呆老人については,東京都で行われた調査では,65歳以上の在宅老人の約4.6%が痴呆と推計されている。この率で全国の数推計すると,在宅痴呆老人は約51万人程度となる(注3)。ねたきり老人や痴呆老人の発現率は,年齢が高齢になるほど高くなっており,既に述べたように後期高齢人口のウェイトが今後高まっていくことから,こうした要援護老人の数は増大していくと考えられる。

さらに,身体に障害をもった人の数も増加しつつある。18歳以上の身体障害者数は,昭和45年の調査では131万4千人と推計されているが,10年後の昭和55年には1.5倍の197万7千人に増加している。年齢別にみると,50歳未満の障害者の割合が33.9%から24.9%に減り,逆に50歳以上の障害者の割合は66.1%から75.1%に増大している。特に,70歳以上の障害者の場合は20.9%から28.2%に増大していることがわかる。

一方,こうした高齢化社会は,同時に子どもの数が少なくなる社会でもある。出生率の低下を反映して,18歳未満人口は昭和55年の3,262万人から65年には2,853万人,75年には2,672万人と,55年の8割程度の水準で推移することが見込まれている。次代を担う児童の健全育成の重要性は益々高まっていくと言える。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

1 ライフサイクルの変化と家庭,地域社会の変貌 (地域社会の変貌)

人口の高齢化は,全国一様に進行するものではない。都道府県によって,老年人口比率(65歳以上の総人口に対する比率)には大きな相違が見られる。

高度成長期を通じて,大都市周辺部の老年人口比率はあまり上がっていないが,地方は顕著な上昇を示している。昭和58年10月1日現在,老年人口比率は全国平均では9.8%であるが,埼玉県(100)から島根県の14.5%(216)まで大きなばらつきがある。

高齢者のいる世帯の類型については,都市部ほど単独世帯,夫婦のみの世帯の割合が高く,逆に三世帯世帯の割合が低くなっている(第3-1表)。こうした地域による事情の相違は,地域によって異なる多様な福祉ニーズをもたらしている。

第3-1表 65歳以上の者のいる世帯の類型(昭和58年)

第3-1表 65歳以上の者のいる世帯の類型(昭和58年)

(単位:%)

	単 独 世 帯	夫婦のみの世帯	三 世 代 世 帯
大 都 市	17.7	23.9	31.8
郡 部	8.7	14.2	55.0

資料:厚生省統計情報部「昭和58年厚生行政基礎調査」

また,人生80年時代を迎え,人々のライフサイクルの変化に伴い,人々と地域社会とのつながりは一層強まってくと考えられる。一般的な余暇時間の増大に加えて,短い子育て期間を終えた主婦や長い老後を地域で過ごす老人の増加は,人々の生活における地域社会との関わりを従来にも増して増大させていく。

総理府「老人の地域奉仕活動に関する調査」(昭和58年)によれば,地域への愛着を強く感じると答えた老人は3分の2以上に達し,少し感じている者を加えると,9割以上の老人が自分の住んでいる地域に対する愛着を表明している。

今後の福祉施策の展開にあたっては,人々のこうした地域に対する強い愛着を十分理解して,人々がそれぞれの居住する地域で健康で幸福な生活を送ることができるよう,地域のニーズに応じたきめの細かい施策(注3)このほかに精神病院入院者や老人ホーム入所者で約6万人程度の痴呆老人がいるものと推計されている。の対応を図っていく必要がある。

厚生白書(昭和59年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

2 高齢者の社会参加の促進

人生80年時代を迎え、増大する高齢者にその能力や職業意欲に応じて働く機会を確保していくことは、我が国経済社会の活力維持という観点のみならず、高齢者の社会参加という観点からも重要であり、高齢者の多様な就業ニーズに対応した雇用就業の機会を確保していくことが必要である。

一方、高齢者の1日当たりの余暇時間を見ると、65歳以上で8時間余りと1日の3分の1に達しており、30～49歳の壮年期の約4時間半を大幅に上回っている(総務庁「昭和56年社会生活基本調査」)。

高齢者が生きがいをもって健康で豊かな老後を送るためには、こうした豊富な余暇時間を活用して、その居住する地域において積極的な社会参加活動を行っていくことが期待される。高齢者がこれまでの人生において蓄積した豊かな経験と能力を有効に活用することは、高齢者自身の心身の健康の増進につながるばかりでなく、その居住する地域社会に対して大きな貢献をもたらすであろう。

後に述べるように、現在各地域において、ボランティア活動等地域の実情に応じた多様な高齢者の社会参加活動が展開されている。今後ともこうした活動を支援するような施策の推進、環境整備を図っていくことが必要である。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

2 高齢者の社会参加の促進 (老人クラブ活動)

老人クラブは、地域に居住する老人が自主的に集まり、老人自らがその生活を健全で豊かにするために設けられているが、昭和58年3月末現在、全国で12万5千余りが組織され、791万人の会員が参加している。老人クラブ活動は地域の状況に応じて様々な活動が行われている。

K県の老人クラブでは、クラブ員が中心となって県下のねたきりやひとり暮らしで虚弱な老人を訪問する友愛チームが組織されている。ねたきり老人のおむつ、ねまき、シーツ等の取替えを手伝ったり、ひとり暮らし老人と親類や近隣の者との間の橋渡し役を果たしたりしている。

K市の老人クラブでは、神社境内、公民館広場、ちびっ子広場などに各自持ち寄った山桜、楓、つつじ等を子供とともに植樹したり、子供に郷土史の講話、民芸品作り、郷土芸能を伝受するなど老人の豊かな経験を生かした活動を行ったりしている。

H県の老人クラブでは、自家菜園でできた野菜を福祉施設へ定期的に無償提供している。これによりクラブ員自身が社会奉仕活動をしているという意識が持てるようになっただけでなく、自らも新鮮な野菜が食べられ、その上手足を動かすので体の調子もよくなった。生きがいと健康管理の両方を兼ね備えた活動であると言える。

このほか、若者を含めて地域ぐるみでゲートボールを行い地域社会との交流を図っているとか、地域における福祉施策の担い手として老人クラブがその中心となって活躍しているとか、積極的な活動を展開しているものもある。今後、一層活発な活動が地域で繰り広げられていくことが期待される。

ゲートボールの競技大会



ゲートボールの競技大会

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

3 給付の重点化と適正な費用負担

既に見てきたように、人口の高齢化や核家族化の進行に伴う家庭環境の変化等を背景として、ねたきり老人等福祉サービスを必要とする者が増加し、その需要も多様化してきている。一方、一般的な所得水準の上昇に加えて、年金制度をはじめとする所得保障制度の充実には目ざましいものがある。

こうした事情を背景として、福祉サービスの対象を、従来の低所得者層に限定されたものから、所得を有しながらこうしたサービスを必要とする人々にまで広げることが必要とされてきている。

福祉サービスの対象を低所得者層から広く国民一般に拡大する場合には、「福祉は無料」という従来の考え方を改め、利用者の負担能力と受益の程度に応じ、社会的公正の観点からみて妥当な費用負担を求める必要がある。

一方、国や地方の公的部門は、こうした福祉ニーズの多様化に応じて、人生80年時代にふさわしい社会福祉のシステムやその基盤の整備に努め、給付・サービスの重点化、効率化を図っていく必要がある。その場合、従来の施策の範囲と優先度について、制度の再編成も含め、基本的な見直しを行っていく必要がある。

こうした観点から、昭和57年10月に家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業の対象世帯の拡大(指標編参照)、55年8月に老人ホームの費用徴収方法の改正等(注4)の措置がとられてきたところであるが、このほか、身体障害者福祉法の改正により障害者の所得保障の充実等を踏まえ、昭和61年4月から身体障害者更生援護施設における施設利用に対する費用徴収制度が導入されることとなっている。

(注4) 負担能力の認定方法を従来の課税状況に基づく方法から年金を含めた総収入に基づく方法に改めた。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

3 給付の重点化と適正な費用負担 (児童扶養手当制度の改正)

児童扶養手当制度は、死別母子世帯に対する年金制度の補完として昭和37年に発足し、これまで母子福祉年金に合わせて逐次改善が図られてきた。しかし、その後の年金制度の成熟とともに、母子福祉年金の受給者はほとんど消滅する一方で、離婚が年々著しく増加し、今や全母子家庭の3分の2は、生別母子家庭によって占められている。これに伴い、児童扶養手当の受給者数は昭和59年度で60万人、これに要する財政負担も2,500億円に達する見込みである。一方、婦人就労の増大、保育所の整備、貸付金制度の拡充等により、母子世帯が自立していくための環境は改善されてきている。

制度発足後の母子世帯を取り巻く状況の変化を踏まえ、また、臨調答申の指摘に基づく行政改革の一環として、現行制度の基本的な見直しを内容とする改正案が現在国会に提出されている。

改正の具体的な内容は、手当額の二段階制の導入、父の所得による支給制限の導入、手当の支給期間の有期化、新規認定分からの都道府県負担(10分の2)の導入、無利子の貸付金の新設等であり、従来の年金制度の補完的制度から母子家庭の生活安定と自立促進を図ることを目的とする福祉制度に改めることとしている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

4 福祉の役割分担とボランティア活動

人生80年時代を迎え、福祉サービスに対する人々のニーズは多様化してきている。長期化した子育て後の期間や老後を含め、80年という人生の広がりの中で健康で生きがいのある豊かな生活を送るためには、公私にわたる総合的な対応を図っていく必要がある。福祉の分野においても、公的部門・民間部門間あるいは個人、家庭、地域社会、企業、行政といったそれぞれのレベルにおいて、適切な役割分担が図られることが重要である。

この場合、福祉ニーズのうちでも個人や家庭では対応し難いもの、普遍的で基礎的なものは、社会的な連帯に基づき国等公的部門が対応する必要がある。同時に、各主体の活動が効果的に機能するよう環境の整備を図っていくことも求められる。さらに、我が国の社会福祉において蓄積された技術・経験を発展途上国における福祉専門家の養成といった形で発展途上国に積極的に提供し、国際協力を推進していくことも重要である。また、個人、家庭、地域社会、企業については、自立・自助を基本としたうえで、相互扶助の機能が十分発揮されることが期待される。有料老人ホームのように市場機構を通じて提供されるサービスの活用等民間部門における創意・工夫を積極的に活用をしていくことも重要である。

ここでは、福祉の分野における民間活力の活用の事例として、最近関心が高まっているボランティア活動を中心に見てみよう。

ボランティア活動は個々人の自発的意志を拠り所にしており、それぞれの創意工夫を活かし、よりきめ細かいサービスを提供したり、行政への橋渡し役を果たす等多様な機能を有している。また、自由時間の増大を背景として、ボランティア活動は余暇の積極的な活用の1つとして有意義なものといえる。さらに、参加者が福祉に対する理解を深めていくという意味もあり、ボランティア活動は福祉分野において重要な役割を担っている。

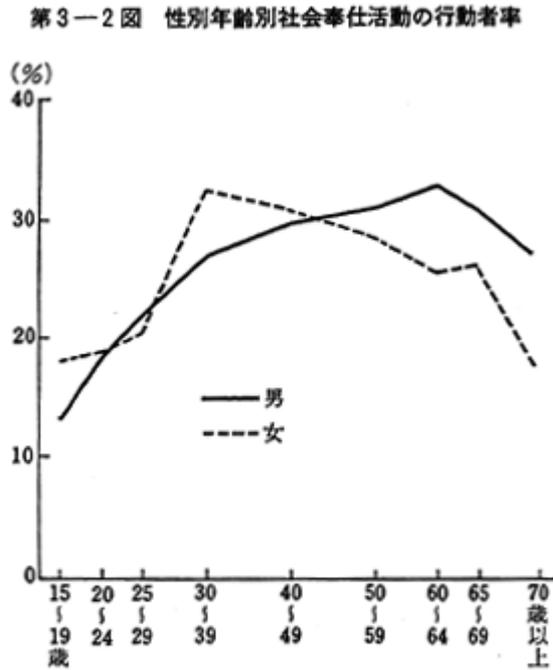
我が国の福祉関係ボランティアのうちでボランティアセンター登録者数は、昭和58年12月現在で約250万人に達している。ボランティア活動の育成援助や活動先のあるせん等の事業を行うボランティアセンターは、市町村(人口5万人以上の市473か所)、都道府県及び指定都市57か所、国のそれぞれのレベルの社会福祉協議会に設置されており、その運営費について国の助成が行なわれている。

ボランティア活動に対する関心は、各種の意識調査を見ても相当高く、例えば総理府「ボランティア活動に関する世論調査」(昭和58年12月)によると、61%の人々がボランティア活動に対する関心を示している。また、現在活動をしていない人のうち、今後ボランティア活動に参加する意向のある者は、過去に活動の経験のある者で60%、ない者で33%となっている。

一方、実際にボランティア活動の経験のある者は、現在活動している者が9%、過去に活動したことがある者が14%の合計23%にとどまり、活動の経験が全くない者が77%と多数を占めている。ボランティア活動に対する高い関心や参加意欲にもかかわらず、実際の活動経験者の割合はまだ低い。

一方、国民の余暇時間の着実な増大の中で、今後、特に子育てを終えた主婦や職業生活から引退した高齢者、さらには比較的時間に余裕のある学生などによるこの分野での活動が期待される。この1年間に社会奉仕活動をした者の年齢階級別割合をみると、男子では60歳代、女子では30~40歳代が高くなっている(第3-2図)。

第3-2図 性別年齢別社会奉仕活動の行動者率



資料：総務庁「昭和56年社会生活基本調査」

また、総務庁「老人の地域奉仕活動に関する調査」(昭和57年)を見ても、60歳代の老人のうち半分弱の人が、参加するあるいは参加してもよい意思をもっており、老人の地域奉仕活動への参加意欲の高さがうかがえる。

こうした高い参加意欲を実際の活動に結びつけるためには、オーガナイザー的役割を果たすべきボランティアセンターの活動の一層の活性化や活動中の事故等に対するいわゆるボランティア保険制度の整備・普及などボランティア活動の育成、振興のための所要の環境整備を図っていく必要があるとともに、ボランティア活動に対する国民の理解が更に深まっていくことが期待される。

ここでは、その具体的な実例をいくつか紹介することにする。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

4 福祉の役割分担とボランティア活動

1) 若者によるボランティア活動

車いす使用者、学生、社会人が参加しているG県「太陽の会」では重度障害者とともに水泳大会、盆おどり大会、キャンプなど地域の行事に積極的に加わり、地域住民とのふれあいを通じて障害者の社会参加を促進している。また、「車いすイラストマップ」を作成するなどユニークな活動も行っており、障害者が不自由なく外出できる地域環境づくりにも役立っている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

4 福祉の役割分担とボランティア活動

2) 主婦によるボランティア活動

40歳代から60歳代の主婦で組織しているU市の「泉の会」は、養護施設の子供たちのために面会里親活動を行ったり、ひとり暮らし老人を家庭へ1日招待して昼食会を催すなど、主婦ならではの活動を進めている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

4 福祉の役割分担とボランティア活動

3) 老人自身によるボランティア

K市の社会福祉協議会が開催する老人教養講座の受講生の話し合いの中から生まれた「K市奉仕団」は、使用済み切手の収集整理作業と市内の美化清掃運動で、市民の活動の中核となって活動し、地域社会とのきずなを強めている。また、市内のねたきり老人を友愛訪問し、老人同志の相互交流も行っている。こうした活動を通じての青少年のボランティア活動が刺激されるなどボランティア活動の広がりが見られるようになってきている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第1節 人生80年時代と福祉施策

4 福祉の役割分担とボランティア活動

4) 企業が支援するボランティア活動

都内のある企業では、毎年夏、社会福祉協議会が主催する「母と子の自然教室」の運営に協力している。この教室は、母子家庭をキャンプに招待することで、自然に親しみながら人間関係を広めてもらおうという趣旨の催しであり、社員もボランティアとして積極的に参加している。

このような企業が支援するボランティア活動は近年盛んになってきており、昭和59年4月には日本青年奉仕協会が中心となって「全国企業内ボランティア活動推進大会」が東京で開かれた。

以上のようなボランティア活動の育成援助を含む地域における各種の福祉サービス事業の担い手として、社会福祉協議会の役割は重要である。社会福祉協議会は、地域の住民が主体となって、公私の社会福祉等関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織である。市町村、都道府県、国のそれぞれのレベルで社会福祉協議会が組織され、その活動に対して国から助成が行われている。今後とも地域における民間福祉活動の核として、社会福祉協議会の活動の一層の充実が期待される。

また、ボランティア活動が地域に根づいていくためには、国民の福祉に対する理解を深めていくことが重要であり、学校、企業、地域社会等各種の場を通じて福祉マインドを培っていく必要がある。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

1 多様性に富む地域福祉施策

福祉ニーズは多様化してきており、都道府県さらには市町村といった地域住民により密着した行政レベルにおいては、それぞれの地域の実情に応じた多様な施策の展開を図っていくことが求められる。ここでは、こうしたそれぞれの地域において展開されている多様性に富んだ地域福祉施策の事例のいくつかについて紹介することとしたい。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

1 多様性に富む地域福祉施策 (多様な老人福祉施策の展開)

第1節で見たように、地域によって、高齢化の度合いには大きな相違がある。例えば、O県は、「全国より10年早い高齢化の進行」という問題意識の下に、昭和59年1年間を高年者年に設定し、県や市町村、民間団体等が行う様々な事業を通じて、高齢化問題に対する県民の知識や理解を深めていくこととしている。具体的には、シルバースポーツフェスティバルの開催、在宅ねたきり老人介護者のつどいの開催、ひとり暮らし老人家族ぐるみふれあい訪問運動の推進等多彩な事業が実施されることとなっている。

在宅福祉の関係では、S県の在宅老人リフレッシュ事業(特別養護老人ホームの施設を利用して、在宅虚弱老人の運動機能訓練や趣味的な活動の指導等を行うもの)、T県の同居老人によるひとり暮らし老人毎日訪問員制度等ユニークな事業が展開されている。

最近人々の関心が高まっている痴呆老人対策については、各自治体とも積極的な取組を示している。例えば、痴呆老人電話相談事業、痴呆老人よろず相談事業等の相談事業に加えて、痴呆老人の短期保護事業、痴呆老人に配慮した特別養護老人ホームの整備等の対策がとられている。また、老人介護に対するパンフレットを作成している自治体も多い。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

1 多様性に富む地域福祉施策 (障害者の社会参加・自立の促進)

障害者福祉の関係でも、各自治体独自の多様な施策が展開されている。昭和58年11月にオープンしたH市の「心身障害者福祉センター」は、体育室、温水プール等の本格的な体育施設に加えて日常動作訓練室等を設けて、障害者の自立の援助を図っているが、同時に茶道や華道等文化面の講座やスポーツ講座を開き、障害者のためのカルチャーセンターとしても機能している。同センターは、障害者が利用しやすいように様々なきめ細かい配慮がなされている。

また、Y市の障害者更生センター(59年11月に事業開始)は、障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、各種の相談レクリエーションなどを通して地域社会との交流を深めることにより、昭和56年国際障害者年のテーマである障害者の「完全参加と平等」を実現するものとして期待されている。

一方、T県においては、障害者の社会参加、自立促進に不可欠な福祉機器、自助具等について、その開発、展示、供給等を一貫して行う中央センターの設置が予定されている。

また、H県においては、障害者と健常者がともに手をたずさえて生きる社会をつくるため、昭和59年度において「ふれあいの鈴運動」を展開することとしている。これは、県内の視覚・聴覚障害者約1万6万人に

鈴のついた黄色いハンカチを配布し、障害者が街角や駅のホーム等で介助の必要が生じた場合にこのハンカチを振って合図し、周囲の健常者が障害者を手助けするのを期待するというものである。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

1 多様性に富む地域福祉施策 (児童の福祉等)

Y県で昭和57年度から行われている「健康ふれあい広場」建設事業もユニークな福祉施策の一つである。同広場は、地域の老人と児童が自然な形で触れあうことができるよう、ゲートボールコートと児童遊具を併設した小公園であり、59年度も引き続きその建設が進められている。

また、H県では、58年夏及び59年正月に市内の養護施設に入所している児童を対象に「ふれあい里親事業」を実施した。これは、これらの児童を善意の民間篤志家に預ってもらい、児童に温かい家庭の味を体験してもらうとともに、里親の開拓と地域の児童福祉の中核となる民間ボランティアの育成を図ることを目的とする事業である。「ふれあい里親事業」は、休みに帰省する家庭がなかったり、家庭の事情で帰省できない児童を対象に成果を収めている。

以上は、現在各地域において展開されている多彩な地域福祉施策のほんの数例を紹介したにすぎない。このほか、各地域の実情に応じ、多様できめ細かな各種の施策が企画され、実施に移されている。その実施にあたっては、様々な形で地域の人々の協力、参加が行われ、施策を地域に根ざした実りのあるものとしている。今後ともこうした地域のニーズに対応した多様な福祉施策の展開が期待される。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

2 在宅福祉の充実

我が国の老人や障害者の大多数は、施設ではなく、それぞれの家庭において生活を営んでいる。例えば、65歳以上の老人1,100万人以上のうち、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設に入所している者は19万人ほどにすぎない。200万人以上と推計される身体障害者についても、身体障害者更生援護施設に入所している者は2万7千人ほどである。住み慣れた家庭や地域の中で、家族や隣人との人間的なふれあいをもって生活することは、自然で望ましいことであると考えられる。現に在宅老人の9割以上は家族との人間関係に満足しており、近所づきあいについても、多数の者が近所の人と親しくつきあい、近所づきあいについて満足感を表明している(総務庁「老後生活の心理面に関する調査(昭和58年)」)。

一方、日常生活に介護の必要な老人の福祉サービスに対するニーズをみても、老人ホーム等への入所希望は5.8%であるが、家庭奉仕員派遣事業(23.3%)や日常生活用具給付等事業(18.3%)、ねたきり老人短期保護事業(16.2%)といった在宅の者に対する福祉サービスへのニーズが強いことがわかる(厚生省社会局「老人実態調査(昭和57年)」)。

国においても、老人や障害者の家庭での生活を援助するため、次のような各種の施策が実施されてきている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

2 在宅福祉の充実

(1) 家庭奉仕員(ホームヘルパー)派遣事業

家庭奉仕員は、ねたきり老人や重度の心身障害児(者)のように日常生活を営むのに支障がある者の家庭に派遣され、掃除、買物、洗たく等の日常生活の世話をを行うものである。昭和57年度以降事業の大幅な拡充が図られ、昭和59年度の家庭奉仕員の数は約2万人となっている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

2 在宅福祉の充実

(2) 福祉施設活用サービス

施設福祉施策については後で述べるが、各種の福祉施設が入所者のためだけの閉ざされたものから、地域の住民のためにその有益な機能の一部を開放し、周囲の地域社会との交流を図っていくことは、社会的資源の効率的活用という見地からばかりでなく、施設及び地域社会の双方にとって、有形無形のプラスを生み出すと考えられる。老人や障害者の福祉について長い歴史と実績を有する施設が、その高度な専門的知識やノウハウを活用して、地域における在宅福祉の推進についても中核的な役割を果たしていくことが期待される。

以上のような考え方に基づいて、現在、次のような福祉施設を活用したサービスの提供が行われている。

老人ホーム入所者と地域のつどい



老人ホーム入所者と地域のつどい

1) 短期保護事業等

ねたきり老人短期保護事業(ショート・ステイ事業)は、地域内のねたきり老人等であって、通常は自宅において家族の介護を受けているが、家族の病気等の原因によって一時的に自宅における介護を受けられなくなった者を特別養護老人ホームに短期間保護する事業である。この事業は昭和53年度から実施に移され、

介護にあたる家族の負担の軽減に大きく貢献しているが、まだ歴史が浅いためもあって、対象人員は約2万8,000人と少なく、今後一層その拡充を図っていく必要がある。

また、ねたきり老人等の場合と同様の趣旨で、在宅の重度身体障害者及び重度心身障害児(者)についても緊急保護事業が行われ、施設への短期間の保護が実施されている。

2) 通所サービス事業

施設に通所してサービスを受ける事業として、いわゆるデイ・サービス事業がある。これは、在宅の身体障害者や障害をもつ老人について、週1~2回程度身体障害者福祉センターや特別養護老人ホーム等に通所してもらい、日常生活訓練、入浴、給食等各種のサービスを提供するものである。昭和59年度で、在宅障害者については129の市が、また、在宅老人についても86か所の施設がこの事業の対象となっている。

なお、このほかに、在宅の心身障害児(者)と保護者が施設に短期間滞在して、在宅療育や日常生活に関する知識を習得する心身障害児短期療育事業等の事業が実施されている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

2 在宅福祉の充実

(3) その他

在宅福祉施策としては、ねたきり老人の居室まで訪問して、入浴、給食、洗濯のサービスを提供する訪問サービス事業、その他、老人や障害者に対して特殊寝台やマットレス、浴槽等の日常生活用具を給付または貸与する事業がある。

また、家族における介護者に対する援助施策の一環として、税制上の優遇措置制度が設けられている。例えば、老親や重度の障害者を同居して扶養している場合には、老人扶養控除や特別障害者控除の額に一定額が加算される同居関係控除が、それぞれ国税では53年度と57年度、地方税では54年度と58年度に設けられた。この同居老親等扶養控除及び同居特別障害者扶養控除の額は、59年度税制改正において5万円から7万円(地方税は3万円から4万円)に引き上げられている。

(高齢者の生きがい対策)

高齢者がいきいきとした老後を過ごすためには、若いうちからの準備とともに、高齢になってからも健康の増進や教養の向上等の取組のほか、その居住する地域における積極的な社会参加が極めて有意義である。こうした活動を支えるために、老人福祉センターの整備、生きがいと創造の事業の実施(陶芸、園芸等の生産活動への助成)、高齢者に対する職業の紹介、各種相談等に応ずる高齢者無料職業紹介所の設置、老人クラブ活動等に対する助成等を行っている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

3 施設福祉対策

我が国の社会福祉施設は、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設、精神薄弱者援護施設等様々の種類のものがある。昭和58年10月現在、その総数は45,442か所、施設定員は258万人、施設従事者は55万人となっている(厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」。なお、指標編を参照)。ここでは、各種の老人ホームを中心に施設福祉対策の内容について見てみよう。

老人が居住する福祉施設としては、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの3種類がある。

通常特別の介護を必要としない老人については、既に述べたように、地域社会の一員として、居宅において老後を過ごすことができるよう各種の在宅福祉施策が実施されている。しかし、心身機能が低下したり、環境上、経済上の理由等により、居宅での生活が困難な老人については、安心して生活のできる住まいと介護サービスを提供するための施設として老人ホームは重要な役割を果たしている。

一方、ねたきり等で、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な老人については特別養護老人ホームが対応することとなっている。

これらの老人ホームは、10年前の昭和48年の1,322か所、施設定員10万人から昭和58年には2,614か所、19万人と、施設数、定員とも約2倍に増加している。特に、特別養護老人ホームは350か所、2万7千人から1,410か所、9万6千人と約4倍の増加となっている。

これらの老人ホームのあり方については、年金制度をはじめとする所得保障の充実等社会的経済的条件の変化に応じてその機能を見直していくとともに、対象老人の入所判定基準の適正な適用や、入所者の処遇についてきめ細かな配慮を行っていく必要がある。特に、施設が入所者の生活の場でもあることから、施設における処遇にあたっては、入所者が地域と隔絶された形でなく、地域社会の一員として地域との融合に配慮した運営が望まれる。

一方、ねたきり老人や痴呆老人の増加が見込まれ、今後益々そのニーズが拡大していくと考えられる特別養護老人ホームについては、今後、その量的な整備に一層努めるとともに、リハビリテーションを含めた医療機能の充実強化を併せて行っていく必要がある。痴呆老人については、ショート・ステイや老人デイ・サービス事業等の実施に加えて、昭和59年度から新たに、痴呆老人の処遇技術研修施設を指定することとした。これは、特別養護老人ホームにおける痴呆老人の受入れを促進するため、施設の寮母等を対象とした処遇技術の研修を実施する特別養護老人ホームを1県に1か所指定するものである。59年度には20か所を指定し、その運営費、施設整備費を予算補助することとしている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

4 障害者の福祉

人生80年時代を迎え、心身に障害をもった人の数は増加しつつある。一方、「完全参加と平等」をテーマにした昭和56年の国際障害者年を契機として、障害者福祉の理念が広く定着してきている。

障害者の福祉施策については、障害者が自立した社会人として、一般の市民と平等に社会参加することを可能にするよう施設サービス、在宅サービス、雇用対策のほか、きめ細かな環境整備を図っていくことが必要とされる。誰もが障害者となる可能性をもっており、また、発生した障害を克服して自立生活を営むことを障害者の自助努力にゆだねることには限界があることから、障害者の生活を社会全体として援助していくことが必要である。

このような考え方を踏まえ、身体障害者福祉対策の一層の推進を図るため、第101回国会に「身体障害者福祉法の一部を改正する法律案」が提出され、その成立をみたところである。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

4 障害者の福祉

(身体障害者福祉法の改正)

- 1) 身体障害者福祉の理念に関する規定の整備——全ての身体障害者があらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるものであることを法律上明らかにし、「完全参加と平等」という国際障害者年の理念を法律に盛り込む。
 - 2) 身体障害者の範囲の拡大——障害の多様化,複雑化等に的確に対処するため,身体障害者の範囲を従来法律で定めているもの(視覚障害,聴覚障害,肢体不自由,内部障害等)のほか,新たに政令で排尿・排便機能障害の一部を障害の範囲に加える。
 - 3) 身体障害者福祉ホームの創設——身体障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう居室その他の設備に配慮するとともに,日常生活に必要な便宜を供与する小規模な生活施設として,新たに身体障害者福祉ホームを設ける。
 - 4) 身体障害者更生相談所の機能の充実——地域リハビリテーションの中核機関として,その機能の強化,活性化が望まれている身体障害者更生相談所(昭和57年6月現在62か所)の業務に,特に専門的な知識,技術を必要とする相談,指導に应ずる業務を加える。
 - 5) 施設入所者に対する費用徴収制度の導入(第1節の3を参照)
-

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

4 障害者の福祉

(障害者の所得保障の充実)

障害者の所得保障については、障害者の自立の基盤を形成するという観点から、現在国会に提出している年金制度の改正案においても、幼い時からの障害者への障害基礎年金の支給、事後重症の改善等、障害年金の改善充実が盛り込まれている(第5章参照)。また、重度の障害により日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の重度障害者に対しては、年金制度とは別に、新たに月額2万円の「特別障害者手当」(注5)が支給されることとなっている。

(注5)「特別障害者手当」は、20歳以上の重度障害者に支給される。20歳未満の重度障害児については、従来どおり福祉手当が支給されることとなっている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

4 障害者の福祉

(新技術を応用した福祉機器の開発)

一方、障害者の自立、社会参加を援助していく上で、福祉機器の開発は重要な意味をもっている。とりわけ、近年はコンピュータや素材技術の進歩を取り入れた画期的な機器の開発が進んでいる。

例えば、ねたきり老人等重度の障害者がベッドに寝たまま自分の手で排便ができ、さらに介護の手助けによって入浴もできる多機能ベッドが開発され、製品化されている。また、耳の中に埋め込むタイプの超小型の見えない補聴器も研究されている。

一方、現在開発が進められている機器としては、超音波や光で障害物を検出し、マイクロコンピュータによる情報処理でこれを目の不自由な人の残存感覚である聴覚や触覚に伝える「盲人用歩行補助器」、階段を登ったり、正座、あぐら等日本人の生活様式に適した動作ができる「動力義足」、前後・左右・上下にスムーズに移動できる「作業用三次元車椅子」等の装置がある。

これらの機器によって、障害者の活動能力の制約が緩和され、一層の社会参加の促進につながることを期待される。

障害者総合福祉センターにおける機能訓練



障害者総合福祉センターにおける機能訓練

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

5 児童の健全育成

児童福祉の理念は、児童憲章等にもあるように、児童を人として尊び、社会の一員として重んじ、よい環境の中で心身ともに健やかに育成していくことにある。

本格的な高齢化社会に突入しつつある我が国において、次代を担う児童を社会全体として健全に育成していくことは、とりわけ重要な意味をもっている。

ここでは、児童を取り巻く環境を概観するとともに、児童福祉に関し現在とられている各般の施策について見てみよう。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

5 児童の健全育成

(児童を取り巻く環境)

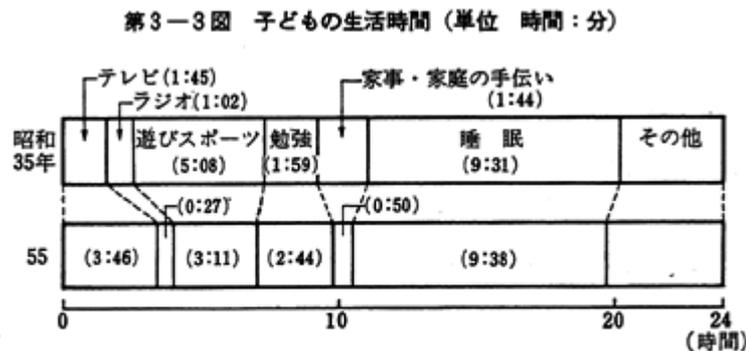
児童数の減少に伴い、子供同士の接触の機会は、家庭の中においても地域においても、以前に比べ薄くなっていると言われている。世帯の子ども数は20年前に比べ「3人以上」が減り、1人または2人の世帯が83.5%を占めるようになっている(第3-2表)。また、子供の生活時間について見ると、20年前に比べ、遊び、スポーツの時間が減少する一方で、テレビや勉強に費やされる時間が増大している(第3-3図)。

第3-2表 世帯の子供数児童のいる家庭の児童数別家庭数の割合の推移

	総数	1人	2人	3人	4人以上
昭和38年	100.0	33.1	37.9	27.7	8.3
昭和58年	100.0	34.5	49.0	14.7	1.8

資料：昭和38年厚生省児童家庭局「全国家庭児童調査」
昭和58年厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」

第3-3図 子どもの生活時間



資料：NHK「国民生活時間調査」

(注) 10月の日曜日の子ども(10～15歳の男子)の生活時間の変化である。

昭和57年に実施された「児童環境調査」を見ると、母親の約半数が何らかの形で就労しており、婦人の職場進出が進んでいることがわかる。就労している母親の多くは午後6時前に帰宅しているが、午後8時以降に帰宅する母親も13.7%いる。

危険な場所、公害等の存在、風紀の悪化など地域環境上の問題については、「問題あり」とするものが約3分

の2を占め、特に、商業地区ででは8割以上に達している。具体的な問題点としては「交通事故の心配のある道路がある」ことが最も多く挙げられている。

「子供の意識に関する世論調査」(総理府)を見ると、「悩みごとや心配事がある」と答えたものは過半数の57%に達している。悩みや心配事の内容は、「勉強や成績のこと」を挙げた者が最も多く、次いで「遊ぶ時間が少ない」「もっと遊べる場所がほしい」等の順となっている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

5 児童の健全育成

(家庭及び地域における児童の健全育成)

児童が心身ともに健全に成長していくためには、児童の生活の場である家庭があると同時に、児童を育くむ地域における環境整備が重要である。今日、都市化の進行により子供たちの遊び場が不足し、また、児童数の減少により遊び仲間も不足していると言われている。児童館や児童遊園等の児童厚生施設は、地域の子供たちが共に遊び、心身ともに健やかに成長できるよう健全な遊び場を確保することを目的とする施設である。昭和58年10月現在、全国で児童遊園は4,423か所、児童館等は3,305か所が設置されているが、今後ともその整備拡充が必要である。

また、地域住民の積極的な参加による児童の健全育成のための地域活動も重要である。こうした地域活動としては、子ども会等による児童の集団活動に加えて、近隣の母親が参加する母親クラブ等の活動がある。母親クラブは家庭における正しい児童養育に関する研修や非行や事故の防止活動等地域の実情に応じた活動を行っており、昭和58年3月末現現、全国で11,172クラブが組織され、86万人近い母親が参加している。

また、家庭における養育機能を支援するため、児童相談所、社会福祉事務所の家庭児童相談室において児童に関する相談指導等に応じている。

昭和47年に創設された児童手当制度は3人以上の児童を養育している者に手当を支給することによって、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成を図ることを目的とする制度である。この制度については、現在中央児童福祉審議会において、制度のあり方について全般的な検討が進められており、その結論を踏まえ制度改正を行っていく必要がある。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

5 児童の健全育成

(母子家庭・寡婦等対策)

最近の離婚件数の急増に伴い、母子世帯及び父子世帯の数は増加してきている。

母子世帯は、一家の主な稼得者となる父親がいないため、その経済的基盤が一般世帯に比べて脆弱となっている。母子世帯の昭和57年の年間収入(税込)を見ると、世帯平均(平均世帯人員3.16人)で200万円であり、これは一般世帯(平均世帯3.42人)の444万円の半分以下となっている。

困っていることがある母子世帯の割合は64.3%に達し、その内訳としては家計、仕事、住居についてのものが多い。また、子供についての悩みがある母子世帯の割合は7割近く、「教育・進学」や「しつけ」について悩みを抱えている世帯が多い。

こうした母子世帯等の生活の安定と向上を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当や母子年金等の支給といった施策がとられている。また、母子相談員による母子家庭の身上相談や生活指導が行われており、57年度で40万件以上の相談に応じている。

一方、父子世帯は、母子世帯に比べて経済的には安定している反面、家事、育児の面で困難を抱えている世帯が多い。父子世帯に対しては、介護人派遣事業等の施策が講じられている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

5 児童の健全育成

(非行児童等の状況と対策)

最近,家庭内暴力,校内暴力,シンナーの乱用等少年非行の多発が,

社会問題化してきている(注6)。刑法犯で補導された少年の数は年々増大し,昭和58年には26万人を超え,戦後最高記録を更新している。

こうした少年非行は近年低年齢化の傾向を見せているが,これらの問題に対処するため,児童相談所において,家庭や学校,警察との連携の下に児童の指導,健全化を図る活動を行っている。また,教護院においては,不良行為を行ったり,そのおそれのある児童を入所させて,生活指導等を通じ,その性向の改善に努めている。

しかしながら,こうしたいわば事後的な対応だけでは十分とは言えない。家庭内暴力の原因,動機については,「しつけ等親の態度に反発して」が最も多くなっている。また,少年非行の原因について中学生自身を対象に行った意識調査(子供の意識に関する世論調査)をみると,主として家庭に原因があるとするものが多いが,家庭,学校,社会それぞれに問題があるとする者もこれに続いている。家庭においては「子どもが悪いことをしても親が叱らない」「親と子どもとの接触が少ない」,学校においては「非行に対する処置の甘さ」等の原因が挙げられており,家庭,学校,社会が一体となって児童の指導に当たることが重要である。

(注6) 58年

家庭内暴力を行った少年の数(警察が把握したもの) 1,397人

校行暴力事件件数(警察が処理したもの) 2,125件

シンナー等の乱用で補導された少年の数 51,383人

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第2節 地域社会に根づく福祉

5 児童の健全育成

(保育ニーズに応じた保育対策)

婦人の社会進出やベビーブーム等に伴う保育ニーズの増大に対応して、これまで保育所の整備が進められてきた(注7)。その結果、人口急増地域等特定の地域を除き、全国的には施設不足の状況はほぼ解消されていると言える。

一方、最近における社会環境の変化、婦人の勤務形態の多様化等保育ニーズの質的变化に対して保育サービスの内容も適切に対応していく必要がある。

いわゆるベビーホテル等の無認可保育施設については、その安全面や劣悪な保育内容が大きな社会問題となった。こうした劣悪な内容の施設に対しては一層指導を強化していくとともに、保育ニーズの多様化に対応した認可保育所の受入れ体制の整備を図ることが必要である。このため、昭和56年10月から夜間保育、延長保育特別対策等の措置が講じられてきているが、今後とも更に受入れ体制を整備していくことが必要である。

一方、保育所に入所している児童のうち乳児等低年齢児童の割合は年々増大してきており、59年4月現在36,315人の乳児が保育所に入所している。乳児は疾病等に対して抵抗力が弱く、また、この時期は将来の人間形成の基礎づくりが行われる重要な時期であることから、本来は家庭において手厚い保育が行われることが望ましい。このため、乳児保育対策の充実と相まって、家庭における保育を希望する婦人に対しては、育児休業制度の普及の推進等勤労婦人が職業生活を中断することなく自ら育児に当たれるような条件の整備を図っていく必要がある。

(注7) 昭和59年4月1日現在、全国の保育所数は22,881か所、入所定員は212万人となっている。

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第3節 福祉の基盤——生活保護

人生80年時代を迎え、福祉施策は多様な展開を見せているが、国民の最低生活を保障する生活保護制度の意義と役割は、今後とも変わることなく、あらゆる社会保障施策の基礎、国民生活の最後の拠り所として重要である。

生活保護制度は、何らかの原因で生活困窮に陥り、自分の力では生計を維持できない者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

生活保護受給者数は、経済の変動に伴い増減しているが、現在は昭和48年の石油危機以降の景気停滞を反映して微増傾向が続いている。昭和58年度の被保護人員は、147万人、総人口に対する保護率は12.3%となっている。

被保護世帯の内訳を見ると、昭和58年7月現在で、傷病・障害者世帯(44.6%)、高齢者世帯(32.3%)、母子世帯(13.6%)の順となっており、これらで全体の約9割を占めている。離婚の増大等により母子世帯の割合が増加する一方、高齢者世帯の割合は減少している。高齢者世帯の保護率も相対的には高い水準があるが、生活水準の上昇、年金制度の成熟化等により、近年急速に低下している(第3-3表)。

第3-3表 世帯類型別保護率の推移

第3-3表 世帯類型別保護率の推移		(単位：%)		
	昭和40年	50年	58年	
高齢者世帯	173.5	144.1	87.7	
総世帯	23.3	20.7	20.7	

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

生活保護費は、昭和59年度予算で1兆1,394億円であり、厚生省予算の12.3%を占めている。生活保護費の内訳は、医療扶助が55.8%と最も多く、次いで生活扶助が36.3%となっている。医療扶助のウエイトが高いのは、保護の開始の理由として傷病によるものが圧倒的に多いこと(58年度で71.6%)、また、被保護世帯に占める高齢者世帯の割合が高いこと等を反映していると考えられる。

生活扶助基準は、国民生活水準の上昇に応じて改定が行われ、一般世帯に対する被保護世帯の消費支出額の比は、昭和35年度の38.0%から58年度の62.3%へと上昇している。58年12月の中央社会福祉審議会の意見具申にも述べられているように、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達していると言える。

こうした状況を踏まえ、今後とも生活保護制度の機能を将来にわたって堅持していくため、59年度において、生活扶助基準の改定方式が改められ、今後は、その年度に想定される一般国民の消費支出の伸びを基礎として、改定率を決定することとなった。59年度は、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び率を基礎として、改定率2.9%が決められ、実施に移されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

本編

第3章 拡大する福祉ニーズへの対応

第4節 援護行政の推進

戦没者だけでも310万人にもものぼる先の大戦の終結から、来年で早や40年が過ぎようとしているが、大戦の我が国に与えた影響は今なお大きく、戦病者、戦没者遺族等の援護をはじめ、海外における戦没者の遺骨収集、また、近年急務になっている中国残留日本人孤児問題など援護行政の果たすべき役割は依然として大きい。また、戦後40周年を控え、戦没者遺族等関係者の高齢化等と相まって、関係施策においても新たな対応が求められるところである。

戦傷病者や戦没者遺族の処遇については、対象者の高齢化が進んでいるため、きめ細かく援護施策を推進していく必要があるが、昭和59年度においては障害年金、遺族年金等の改善、戦傷病者福祉事業の充実等の措置を講じたところである。

また、海外には、なお120万柱もの戦没者の遺骨が未収集の状況にあり、民間団体の参加も得て、毎年、遺骨収集団を各地に派遣している。これらの中には、トラック環礁に沈む沈没艦船内の遺骨収集や60℃を超える壕内での収集作業等危険や困難を伴うものが多いが、遺族の強い要望があり、今後も引き続き遺骨収集を実施していく必要がある。このほか、慰霊巡拝の実施、慰霊碑の建設等を行っている。

終戦前後の混乱期の中国(特に東北地区)において肉親と離別し、自分の身元も知り得ないまま中国で成長し、今日を迎えるに至った中国残留日本人孤児の問題については、日中国交正常化(昭和47年)を機に孤児から身元調査依頼が多数提出され、その数は、現在1,546人(昭和59年6月30日現在)にのぼっている。このうち、742人についてはその身元が判明しているが、残る804人についてはいまだ未判明の状態にある。しかしながら、戦後40年近くたった今、肉親等の関係者が高齢なこともあり早急な調査が望まれているところである。このため、厚生省としても昭和58年度においては前後2回にわたり計110名の孤児を来日させ、訪日肉親調査を行ったところであるが、今年度においても中国政府の協力を得て、180人の孤児の訪日肉親調査を行うこととしている。

また、中国に残された年老いた養父母の問題等は、これまで孤児問題の解決にあたって障害になっていたが、その解決を図るため、昭和59年3月17日、北京において、日中両国政府間で口上書の交換が行われた。口上書の主な内容は次のとおりである。

- 1) 日中双方は、各年度の孤児の親族捜しの計画について、外交経路を通じて協議し決定する。
- 2) 里帰りのため訪日した孤児が中国へ戻ることを望まない場合には、日本政府は、その孤児が家庭問題を解決するため、一旦中国へ戻るよう必要な措置をとることとするが、同人が依然として中国へ戻ることを望まない場合には、中国の家族が家庭問題を解決するため訪日できるよう必要な措置をとる。
- 3) 日本国に永住した孤児が、中国に残る養父母等に対し、負担すべき扶養費の2分の1は、日本政府が援助する。扶養費の標準額、支払方法等については日中双方が別途協議する。
- 4) 日本政府は、孤児が希望する場合には、在日親族の有無にかかわらず、その同伴する中国の家族とともに日本への永住を受け入れる。

このうち、扶養費の基準額、支払方法等については現在外交ルートを通じ中国政府との間で協議中である。

なお、扶養費の残り2分の1については、広く民間寄付金を募集してこれに充てることとしており、このため、昭和58年4月に設立された財団法人中国残留孤児援護基金が10億円の基金造成をめざし、59年8月31日現在で約7億7千万円の寄付が寄せられたところである。

さらに、日本へ永住帰国する孤児及びその家族の日本社会への定着化対策として、各省庁の協力を得て、従来から、帰国旅費の支給、語学教材の支給、職業訓練、公営住宅の優先割当、引揚者生活指導員の派遣等の措置が講じられているところであるが、昭和59年2月、埼玉県所沢市に中国帰国孤児定着促進センターが開所し、帰国孤児及びその家族を受け入れ、4か月にわたる日本語教育と日本社会における一般的な生活習慣を身につけるための指導が始まっている。

このように、戦後早や40年が経過しようとしている今日においてもなお、日本の「戦後」は終わっていない。今後とも、先の大戦の犠牲者に対する援護について国民の理解を求めながら、各種関係施策を進めていく必要がある。